

舞鶴市循環型社会形成推進地域計画

舞 鶴 市

平成 28 年 9 月

平成 31 年 1 月（第 1 回変更）

令和元年 12 月（第 2 回変更）

令和 2 年 11 月（第 3 回変更）

令和 3 年 11 月（第 4 回変更）

目次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	4
(1) 対象地域	4
(2) 計画期間	4
(3) 基本的な方向	4
(4) 広域化について	4
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	5
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	5
(2) 一般廃棄物の処理の目標.....	5
(3) 生活排水処理の現状	7
(4) 生活排水処理の目標	7
3. 施策の内容.....	8
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	8
① 有料化.....	8
② 環境教育、普及啓発、助成等.....	8
③ マイバッグ運動、店頭回収等.....	8
④ その他	8
(2) 処理体制	8
① 家庭系ごみの処理体制の現状と今後.....	8
② 事業系ごみの処理体制の現状と今後.....	11
③ 今後の処理体制の要点.....	11
④ 生活排水処理の現状と今後	11
(3) 処理施設の整備	11
次期最終処分場整備計画	11
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	12
(5) その他の施策	12
① 廃家電のリサイクルに関する普及啓発	12
② 不法投棄対策	12
③ 環境美化の推進	12
④ 3Rの啓発や環境学習の推進	12
⑤ 3Rの推進に向けた分別区分の見直しや分別のさらなる徹底.....	12
⑥ 災害時対策	12
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	13
(1) 計画のフォローアップ	13
(2) 事後評価及び計画の見直し	13

參考資料一覽

資料 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (様式 1)	14
資料 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (様式 2)	17
資料 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧 (様式 3)	18
資料 4 施設概要 (最終処分場系) (参考資料様式 4)	20
資料 5 施設概要 (浄化槽系) (参考資料様式 6)	21
資料 6 循環型社会形成推進地域計画内訳表(浄化槽系) (参考資料様式 6 補足資料)	23
資料 7 施設概要 (最終処分場系) (参考資料様式 7)	27
資料 8 人口等指標のトレンドグラフ	28
資料 9 舞鶴市位置図	30
資料 10 廃棄物処理施設位置図	31
資料 11 現有施設の概要	32
資料 12 浄化槽位置図	33

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 舞鶴市
面 積 342.12 km²
人 口 83,426人（平成28年8月1日現在）

(2) 計画期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間を計画期間とする。

(3) 基本的な方向

舞鶴市は、本州のほぼ中央部、日本海が最も深く湾入した京都府の北東部にあり、東部は福井県、南部は綾部市、西部は福知山市及び宮津市に接している。

市域の約8割は山地と丘陵が占め、市境には青葉山、三国岳、弥仙山、赤岩山、由良ヶ岳など標高600m前後の山々が連なっている。

若狭湾に湾口を開く舞鶴湾は、古来、波静かな天然の良港として利用されてきた。また、約120kmに及ぶ海岸線は岬と入り江が入り交じったリアス式海岸を形成しており、若狭湾国定公園に指定されるなど景勝地としても知られている。

舞鶴市では平成10年5月に不燃ごみの中間処理施設「リサイクルプラザ」の稼働に伴い、不燃ごみの分別区分をこれまでの3分別から6種9分別に変更した。また、平成17年10月には指定袋制による可燃ごみの有料化、平成26年からは使用済小型家電のピックアップ回収を開始するなどして廃棄物の発生を極力抑え、さらには、平成23年に第2期舞鶴市環境基本計画を策定し、市民と行政が連携して3R活動を推進するなど、ごみの減量化・資源化等を推進している。

一方で、分別収集したプラスチック容器類のうち、重量比で約6割程度しか資源化できていないことや、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」）で資源化の対象とされているプラスチック製の包装類を資源化できず焼却処理している等の課題を抱えている。

現在の一般廃棄物最終処分場については、平成27年時点で埋立て率が50%を超えており、新たな施設整備が必要となっている。

今後においても、ごみの減量化と資源化をさらに進め、循環型社会の構築を目指した取り組みを進めていくとともに、将来的に安定かつ適正にごみを処分するために、新たな処分場の整備を行うものである。

(4) 広域化について

京都府では、平成11年3月に「京都府ごみ処理広域化計画」を策定し、府内を7ブロックに分けてごみの広域処理を目指している。

本計画では、舞鶴市は、本市をはじめ綾部市・福知山市（旧三和町・旧夜久野町・旧大江町含む）で構成されている。

現在のところは、各市が個別にごみ処理を行っており計画は具体化していないが、引き続き他市の動向や施設整備状況を注視しつつ、本計画では、現在のごみ処理の枠組みを継続する。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

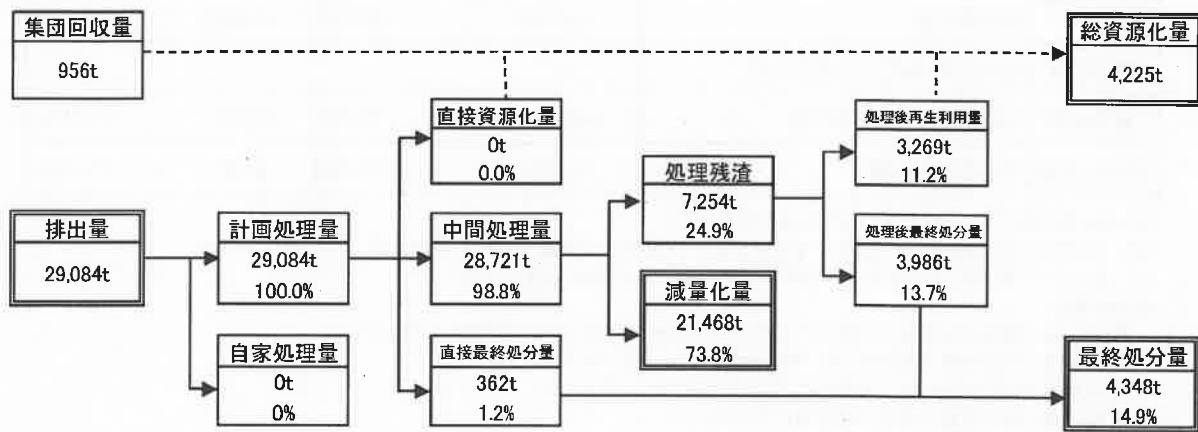
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成27年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、30,040トンであり、再生利用される「総資源化量」は4,225トン、リサイクル率は(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総排出量+集団回収量))は14.2%である。

中間処理による減量化量は21,468トンであり、集団回収を除いた総排出量のおおむね4分の3が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の約15%に当たる4,348トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は23,677トンである。



(2) 一般廃棄物の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組むものとする。

表 1-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※1) (平成27年度)	目標(割合※1) (令和4年度)
排出量	事業系 総排出量	4,192 t	4,061 t (-3.1%)
	1事業所当たりの排出量※2	1,006 kg/事業所	951 kg/事業所 (-5.5%)
	家庭系 総排出量	24,529 t	22,684 t (-7.5%)
	1人当たりの総排出量※3	256 kg/人	239 kg/人 (-6.6%)
合計	事業系家庭系排出量合計	28,721 t	26,745 t (-6.9%)
再生利用量	直接資源化量	0 t	0 t
	総資源化量	4,225 t (14.2%)	4,645 t (16.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—
減量化量	中間処理による減量化量	21,468 t (74.7%)	19,397 t (72.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,348 t (15.1%)	4,356 t (16.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = ((事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)) / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = ((家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)) / (人口)

（指標の定義）

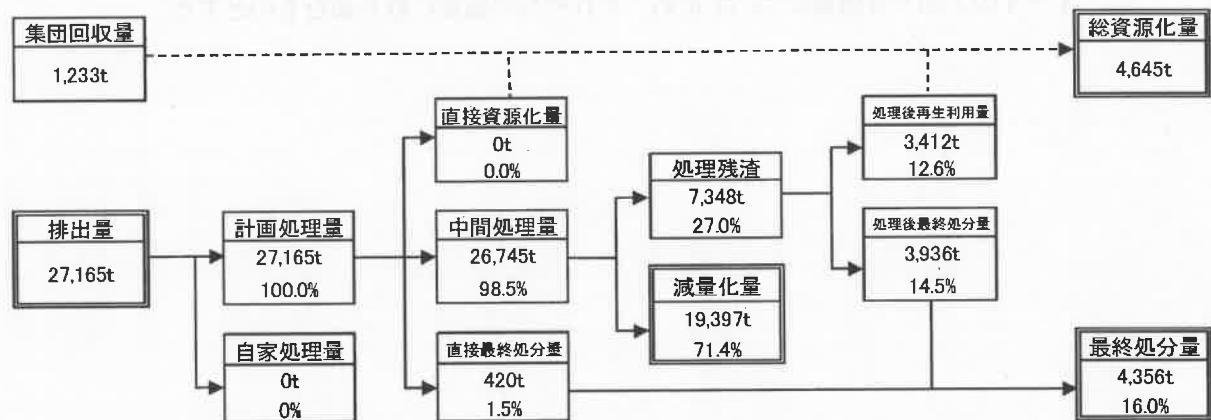
排出量：事業系ごみ、生活ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位:トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位:トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位:MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残渣の量の差 [単位:トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位:トン]



(3) 生活排水処理の現状

平成28年度の生活排水の処理状況は、図1・3のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で84,115人であり、処理人口は71,518人、汚水処理人口普及率は85.0%である。

し尿発生量は11,165.0kl/年、浄化槽汚泥処理発生量は7,552kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は18,717kl/年である。

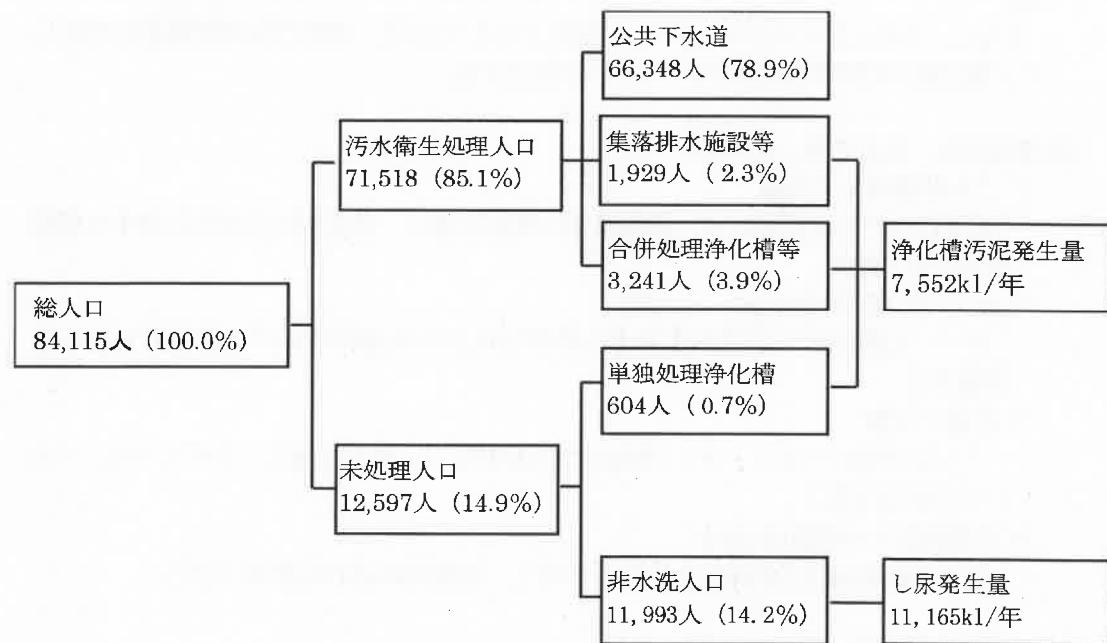


図1・3 生活排水の処理状況フロー(平成28年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表1・2に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備を進めるとともに、集合処理に適さない地域は合併処理浄化槽による個別処理区域として処理を進める。

表1・2

処理形態別人口	平成28年度実績		令和4年度目標	
	公共下水道	66,348人 (78.9%)	69,478人 (87.2%)	農業集落排水施設等
	農業集落排水施設等	1,929人 (2.3%)	1,643人 (2.1%)	合併処理浄化槽等
	合併処理浄化槽等	3,241人 (3.9%)	2,825人 (3.5%)	未処理人口
	未処理人口	12,597人 (14.9%)	5,742人 (7.2%)	合計
	合計	84,115	79,688	
し尿・汚泥	汲み取りし尿量	7,552キロリットル	5,329キロリットル	
	浄化槽汚泥量	11,165キロリットル	5,986キロリットル	
	合計	18,717キロリットル	11,315キロリットル	

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

次の取り組みを通じて廃棄物の発生抑制と再利用を進める。

① 有料化

平成17年10月に指定ごみ袋制を導入し、可燃ごみ処理料金の有料化を実施している。

今後は、不燃ごみの有料化について検討するとともに、可燃ごみ処理料金の見直しや、施設搬入時の手数料徴収についても検討する。

② 環境教育、普及啓発、助成等

ア ごみ減量啓発の実施

小学校等での出前講座や、施設見学の機会を設け、循環型社会形成に資する環境教育に取り組む。

イ まいづる環境市民会議への支援

まいづる環境市民会議が実施する循環型社会形成推進に向けた各種取り組みを支援する。

ウ 広報の実施

「ごみ分別ルールブック」「舞鶴市ごみNEWS」などを通じ、リデュース、リユースの啓発を行う。

エ 資源回収への補助金交付

古紙等資源回収活動報奨金制度を活用し、資源物の再利用促進を図る。

③ マイバッグ運動、店頭回収等

ごみの減量や再資源化に関する取り組みを積極的に実施する小売店を「マイリサイクル店」に認定し、マイバッグ運動や、資源物の店頭回収実施店舗の拡充を図る。

④ その他

ア 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の開催

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、審議会での議論を通じ、不燃ごみの有料化や分別区分の見直しなど新たなごみ減量方策について協議・検討する。

イ 事業系一般廃棄物の減量推進

事業系廃棄物の再資源化や紙ごみや資源ごみの分別徹底を啓発するとともに、大量排出事業所での排出抑制とリサイクル推進に関する計画管理を通じたごみ減量の手法について検討する。

(2) 処理体制

① 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

ア 分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分は表2のとおりである。

不燃ごみは平成10年5月から下記の区分を開始。可燃ごみについては、平成17年10月から指定袋制による有料化と、紙の分別収集を実施した。現在は、こうした分別区分も市民において一定の定着を見ている。

また、平成26年には使用済小型家電回収ボックスを、平成27年には古紙回収ボックスを設置し、資源物の排出機会の拡大を図っている。

今後は、こうした取り組みを維持するとともに、紙ごみの分別徹底、容器包装プラスチック類の分別等の3Rに関する啓発を通じ、ごみ減量と資源化率の向上に努める。

また、ごみ減量をさらに進めるため、現在は処理費用等を無料としている不燃ごみの有料化や既存の分別区分の見直しについて検討し、その導入に向けて市民等との協議を重ねることとする。

表 2 分別区分

分別区分		収集品目
可燃ごみ		厨芥ごみ(生ごみ)、食用油、貝殻、少量のレジ袋や菓子袋などの包装類、紙ごみ、吸殻、紙おむつ等
不燃ごみ	金属類	缶詰、なべ、やかん、フライパン、刃物・針・カミソリ類、スプレー缶、携帯用コンロ、トースターなど小型電化製品(金属製)等
	飲料用空缶類	ジュース、ビール等の空缶
	食用びん類	茶色 白色 青・緑色 黒色 酒、酢、ジュース、洋酒、栄養ドリンク、調味料のびん等
	プラスチック容器類	ペットボトル、卵のパック、インスタント食品・シャンプー・洗剤・サラダ油等の容器、発泡スチロール、発泡トレー、容器のふた類等
	その他埋立ごみ	陶器、ガラス類、傘、カバン・靴(革製品)、おもちゃ類・バケツ・ポリタンク(容器リサイクル法対象外プラスチック)、ビデオテープ、CD・DVD、白熱電球、LED電球等
有害ごみ		蛍光灯、水銀体温計、乾電池、ボタン電池、充電式電池、ライター等
粗大ごみ		縦、横、高さのうちいずれか一辺の長さが50cm以上の大型ごみ
古紙(分別収集)		新聞紙、段ボール、その他の紙(雑がみ)
拠点(ボックス)回収		使用済小型家電(小型家電リサイクル法対象品目)、古紙

集団回収	古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油
------	-------------------

※ 集団回収による収集は行政回収の対象ではなく、本市の分別区分には該当しませんが、ごみの総排出量には集団回収における収集量を加えることから、参考までに記載

イ 収集区域

家庭系ごみの収集区域は本市全域とする。

ウ 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集・運搬体制は表3のとおり。

今後、新たな施策を実施する際には、必要に応じて収集・運搬体制の変更を行う。

表 3 収集・運搬体制

分別区分		収集品目	収集回数	収集方式	処理手数料	処分方法
可燃ごみ		厨芥ごみ(生ごみ)、食用油、貝殻、少量のレジ袋や菓子袋などの包装類、紙ごみ、吸殻、紙おむつ等	週2回		有料	清掃事務所で焼却
不燃ごみ	金属類	缶詰、なべ、やかん、フライパン、刃物・針・カミソリ類、スプレー缶、携帯用コンロ、トースターなど小型電化製品(金属製)等	月1回	ステーション	無料	リサイクルプラザで処理
	飲料用空缶類	ジュース、ビール等の空缶				
	食用びん類	茶色 白色 青・緑色 黒色				
	プラスチック容器類	酒、酢、ジュース、洋酒、栄養ドリンク、調味料のびん等				
	その他埋立ごみ	ペットボトル、卵のパック、インスタント食品・シャンプー・洗剤・サラダ油等の容器、発泡スチロール、発泡トレー、容器のふた類等				
	有害ごみ	陶器、ガラス類、傘、カバン・靴(革製品)、おもちゃ類・バケツ・ポリタンク(容り法対象外プラスチック)、ビデオテープ、CD・DVD、白熱電球、LED電球等				
	粗大ごみ	電光灯、水銀体温計、乾電池、ボタン電池、充電式電池、ライター等	月2回 (申込み制)	戸別収集	有料*	リサイクルプラザで処理
古紙(分別収集)		雑がみ	月1回	ステーション	無料	売却
拠点(ボックス)回収		使用済小型家電 (小型家電リサイクル法対象品目)のうち、回収ボックスの投入口(縦15cm×横30cm)に入る家電製品	隨時	常設拠点	無料	売却
		古紙 (新聞紙、段ボール、その他の紙(雑がみ))				

* 粗大ごみはリサイクルプラザに直接搬入する場合は無料

表 4 舞鶴市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成27年度)				今後(令和4年度)			
分別区分	処理方法	処理施設	処理実績	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績
可燃ごみ	焼却	清掃事務所	23,677	可燃ごみ	焼却	清掃事務所	21,702
不燃ごみ	金属類	破碎	215	リサイクルプラザ	破碎	リサイクルプラザ	212
	飲料用空缶類	圧縮	114		圧縮		93
	食用びん類	選別	439		選別		357
	プラスチック容器類	選別・減容	594		選別・減容		712
	その他埋立ごみ	選別	1,401		選別		1,173
	有害ごみ	選別	76		選別		75
	粗大ごみ	破碎・選別	1,163		破碎・選別		967
古紙 (分別収集・直接搬入)	—		1,544	古紙 (分別収集・直接搬入)	—		1,780
集団回収	—		956	集団回収	—		1,233
小型家電	ピックアップ・選別	リサイクルプラザ	228	小型家電	ピックアップ・選別	リサイクルプラザ	126

②事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについて、可燃ごみは清掃事務所で処理する。不燃ごみの受け入れは行っていない。

収集運搬は、事業者が許可業者へ収集を依頼するか、処理施設へ直接持込むこととする。

事業系一般廃棄物として本市で受け入れを行っている可燃ごみについても、容器包装プラスチックや紙ごみが多数混入しているものと推測されるため、今後はその実態の把握に努めるとともに、事業者に対する3R啓発を行う。

また、多量排出事業者に対しては、減量・処理に関する計画を作成させるなど、排出抑制とリサイクル推進に関する計画管理を行うことを通じたごみ減量の手法についても検討する。

③今後の処理体制の要点

ア 紙ごみの分別徹底、容器包装プラスチック類の分別等の3Rに関する啓発を通じ、ごみ減量と資源化率の向上に努める。

イ 現在は処理費用等を無料としている生活系不燃ごみの有料化や既存の分別区分の見直しについて検討し、その導入に向けて市民等と協議する。

ウ 多量排出事業者に対しては、減量・処理に関する計画を作成させ、排出抑制とリサイクル推進に関する計画管理を行うことを通じたごみ減量の手法について検討する。

④生活排水処理の現状と今後

河川や海をはじめとした公共用水域の水質汚濁の原因は生活排水といわれている。そのため、公共用水域の水質改善を図り、「美しい水環境」を取り戻すことを目指し、公共下水道や集落排水施設などの生活排水処理施設の整備拡大を行っている。

集合処理施設以外では、個別処理となる合併処理浄化槽の普及に努める。

(3) 処理施設の整備

次期最終処分場整備計画

上記（2）の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	次期最終処分場整備事業	約123,000m ³	舞鶴市字大波上小字田黒地内	平成30年～令和3年度

現在の最終処分場が令和3年度中には計画埋立容量に達することから次期最終処分場を整備する。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の整備に先立ち、表6の計画支援事業を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	最終処分場整備に係る調査及び設計等事業	計画設計、地質・測量調査、遺跡調査等	平成29～30年度

(5) その他の施策

その他、循環型社会形成推進のため、次の施策を実施する。

①廃家電のリサイクルに関する普及啓発

テレビ等の廃家電については、適切な回収・再商品化が行われるよう普及啓発を行うとともに、義務外品の取り扱いについて小売店に協力を依頼し、義務外品のリサイクルルートの充実を図る。

②不法投棄対策

夜間・休日等に不法投棄パトロールを実施し不法投棄の防止を図る。

③環境美化の推進

環境美化活動を推進するためボランティア清掃への袋の提供や資材の貸出を行う。また、環境美化区域のパトロールを行う。

④ 3Rの啓発や環境学習の推進

広報紙や分別ルールブックを活用し3Rに関する啓発を行う。また、小学校への出前授業、市民への出前講座、施設見学会を実施する。

⑤ 3Rの推進に向けた分別区分の見直しや分別のさらなる徹底

ア プラスチック製容器類

プラスチック製容器類のリサイクル率を高めるため、排出時の洗浄の徹底等を啓発する。また、排出方法の見直しについても検討し、資源化率向上を目指す。

イ プラスチック製包装類

現在は可燃ごみとして取り扱っているプラスチック製包装類の分別収集について検討する。

ウ 紙ごみの分別徹底

可燃ごみとして排出される紙類を資源として分別するよう啓発するとともに、分別推進に向けた施策の検討を行う。

⑥ 災害時対策

舞鶴市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の迅速な廃棄物処理を実施できるよう体制を整備するとともに、実効的な計画とするため適宜見直しを行う。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本計画の進捗状況を把握し、その結果を年度毎に公表する。また、必要に応じて国及び京都府と意見交換し、進捗状況を勘案して計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、廃棄物の処理実績のとりまとめを行い、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、処理実績及び評価の結果を公表し、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

資料1

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成29年度）

1 地域の概要

(1) 地域名	舞鶴市地域	(2) 地域内人口	83,426人(H28.8.1現在)	(3) 地域面積	342.12km ²
(4) 構成市町村名等	舞鶴市	(5) 地域の要件	人口 面積 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村等に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

(①組合を構成する市町村： ②設立（予定）年月日

③設立されていない場合、今後の見通し：

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

排出量 指標、単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標 令和4年度
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
事業系 総排出量(トン)	4,423	4,486	4,468	4,385	4,275	4,192 4,061 (-3.1%)
1事業所当たりの排出量(kg/事業所)	927	946	948	931	1,022	1,006 951 (-5.5%)
家庭系 総排出量(トン)	25,554	25,349	25,176	25,016	24,589	24,529 22,684 (-7.5%)
1人当たりの総排出量(kg/人)	245	249	249	252	251	256 239 (-6.6%)
合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	29,977	29,835	29,644	29,401	28,864	28,721 26,745 (-6.9%)
再生利用量 直接資源化量(トン)	5,495 (17.5%)	5,009 (16.2%)	4,950 (16.1%)	4,750 (15.6%)	4,484 (15%)	4,225 (14.2%) 4,645 (16.4%)
熱回収量 熱回収量(年間の発電電力量 MWh)						
中間処理による減量化量 減量化量(中間処理前後の差 トン)	21,537 (71.8%)	21,660 (72.6%)	21,380 (72.1%)	21,432 (72.9%)	21,411 (74.2%)	21,468 (74.7%) 19,397 (72.5%)
最終処分量 埋立最終処分量(トン)	4,420 (14.7%)	4,815 (16.1%)	4,897 (16.5%)	4,853 (16.5%)	4,427 (15.3%)	4,348 (15.1%) 4,356 (16.3%)

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			処理能力 (単位)	備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式		
リサイクルプラザ	舞鶴市	破砕・処理(金属類、埋立 類、粗大ごみ)	有	24.4t/日	H10.3				
		圧縮(飲料用空缶)	有	2.9t/日	H10.3				
		収容(プラスチック容器)	有	12.7t/日	H10.3				
清掃事務所 第1工場	舞鶴市	ストーカ方式	有	80t/日	H5.4	H30 老朽化による長 寿命化	60t/日×2戸	R4	120t/日
清掃事務所 第2工場	舞鶴市	ストーカ方式	有	30t/日	S58.4	R4 予備戸とする			防潮補助
舞鶴市一般施 業物最終処分場	舞鶴市	溝好気性埋立	有	10万m ³	H22.4 増設 R3.4	埋立地確保 準好気性埋立	R4.3	12.3万m ³	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したもの添付する。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状						目標 令和4年度
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
総人口	88,869	87,909	86,967	86,188	85,121	84,115	79,688
公共下水道	63,248 (70.0%)	64,858 (73.8%)	65,296 (75.1%)	65,825 (76.4%)	66,007 (77.5%)	66,348 (78.9%)	69,478 (87.2%)
集落排水施設等	2,082 (2.3%)	2,024 (2.3%)	2,063 (2.4%)	2,051 (2.4%)	2,019 (2.4%)	1,925 (2.3%)	1,643 (2.1%)
合併処理浄化槽等	4,496 (5.1%)	4,128 (4.7%)	3,905 (4.5%)	3,845 (4.5%)	3,685 (4.3%)	3,241 (3.9%)	2,825 (3.5%)
未処理人口	19,043	16,904	15,703	14,467	13,410	12,597	5,742

* 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(別紙参考を参照)

5 淨化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定期数の内容			備考
		基 数	處理人口	開始年月	基 数	處理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	舞鶴市	230	499	平成3年度	3	7	令和3年度	現有施設はH29年度現在
浄化槽市町村整備推進事業	舞鶴市	449	974	平成17年度	30	65	令和3年度	現有施設はH29年度現在

* 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付した。

資料2

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成29～令和3年度）

事業種別 事業名称	事業 番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 交付期間 単位 開始 終了	総事業費（千円）			交付対象事業費（千円）			備考
					平成 29年度		30年度	平成 29年度	30年度	令和 3年度	
					令和 2年度	令和 1年度	2年度	令和 2年度	3年度	令和 3年度	
○最終処分に関する事業					1,567,423	0	62,464	441,087	736,767	327,105	
最終処分場整備	1	舞鶴市	1,23,000 m ³	H30 R3	1,567,423	0	62,464	441,087	736,767	327,105	
最終処分場再生事業					0				0	0	
○浄化槽に関する事業					32,254	0	0	15,852	16,392	32,254	
浄化槽設置整備	4	舞鶴市	3 基	R2	1,234			352	882	1,234	
浄化槽市町村整備推進	5	舞鶴市	30 基	R2	31,020			15,510	15,510	31,020	
○施設整備に関する計画支援にに関する事業	31	舞鶴市		H29 H30	62,576	57,500	5,076		62,576	57,500	5,076
合 計					1,662,253	57,500	67,540	441,087	752,629	343,197	1,662,253
									57,500	67,340	441,087
										732,629	343,497

※1 事業施行については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施設のうち関連するものがあれば、併せて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、課外に構成する市町村を注記すること。

※3 實施しない事業の欄は削除しても構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

資料3

様式3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策名称	施策の内容	事業期間		事業計画				備考
				実施主体	交付期間 開始 終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	
	11	一般廃棄物の有料化	不燃ごみ有料化など	舞鶴市	H29 R3					
	12	ごみ減量啓発、広報	ごみ減量啓発ちらし、分別ルールブックの作成、配布等	舞鶴市	H29 R3					既存有料化は継続、新規有料化的検討
発生抑制・再使用の推進に関するもの	13	まいづる環境市民会議への支援	同会議の循環型社会プロジェクトの活動支援を行う	舞鶴市	H29 R3					事業実施
	14	資源回収補助金	古紙等資源回収活動報奨金制度による回収活動の支援	舞鶴市	H29 R3					事業実施
	15	マイバッく運動	「マイリサイクル店」認定店での啓発推進	舞鶴市	H29 R3					事業実施
	16	減量化等推進審議会	市民、学識経験者等で新たにごみ減量について審議	舞鶴市	H29 R3					事業実施
	17	事業系一般廃棄物減量推進	紙ごみ分別や再資源化の促進	舞鶴市	H29 R3					事業実施
	18	小型家電リサイクル	回収ボックスの設置	舞鶴市	H29 R3					事業実施
	21	店頭回収等推進	「マイリサイクル店」での店頭回収の実施	舞鶴市	H29 R3					事業実施
	22	家電引き取り協力店	家電リサイクル法対象品の義務外品取り扱い店舗の拡充	舞鶴市	H29 R3					事業実施
	23	収集運搬体制の再検討	収集頻度、収集方法に関する再検討	舞鶴市	H30 R3					見直し検討・協議

施策種別	施策番号	施設名称	施策の内容	事業計画							
				事業期間 交付期間		実施主体		交付期間 開始 終了		交付金 必要の 要否	
処理施設の整備に関するもの	1	最終処分場	埋立地整備	舞鶴市	R3	要		29年度	30年度	31年度	2年度
	2	リサイクルプラザ	定期点検、老朽設備の維持管理	舞鶴市	H29	R3					3年度
	3	清掃事務所	長寿命化工事	舞鶴市	H30	R3					
	4	浄化槽	浄化槽整備工事	舞鶴市	R2	R3					
	5	浄化槽	浄化槽市町村整備工事	舞鶴市	R2	R3					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	最終処分場整備に係る調査及び設計調査	地質測量調査、遺跡調査	舞鶴市	H29	H30	要				
	41	不法投棄対策	夜間、休日の不法投棄バトロール	舞鶴市	H29	R3					
	42	環境美化の推進	ボランティア清掃活動への袋の提供、資材貸与等	舞鶴市	H29	R3					
	43	分別区分の見直し	プラス容器、包装、紙ごみ等の分別区分・収集方法について再検討する	舞鶴市	H30	R3					
	44	3R啓発、環境学習	施設見学、出前講座、小学校への出前授業	舞鶴市	H29	R3					
その他	45	災害時対策	災害対応の適宜見直し	舞鶴市	H29	R3					

資料 4

参考資料様式 3

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	舞鶴市		
(2) 施設名称	舞鶴市一般廃棄物最終処分場（第2期）		
(3) 工期	平成30年度～令和3年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積： 19,000 m ² (新設敷地面積)	埋立面積： 11,000 m ²	埋立容積： 123,000 m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和4年度 埋立終了 令和18年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	最終処分場を整備し一般廃棄物の安定的な処理を行う。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有	無	
(9) 事業計画額	1,519,417 千円		

資料 5

【参考資料様式 6】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	舞鶴市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として浄化槽設置者に対し費用の一部を補助する。
(4) 事業期間	令和2年度～令和3年度
(5) 事業対象地域の要件	公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水による集合処理以外と市町村設置区域以外の区域を対象とする。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 1,234 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

- 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基數 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	1基（2人分）	352千円	352千円	352千円
6～7人槽	2基（5人分）	882千円	882千円	882千円
8～10人槽	基（人分）			
11～20人槽	基（人分）			
21～30人槽	基（人分）			
31～50人槽	基（人分）			
51人槽以上	基（人分）			
計画策定 調査費				
うち台帳 作成費用				
合 計	3基（7人分）	1,234千円	1,234千円	1,234千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 京都府

(2) 事業主体名	舞鶴市
(2) 事業名称	浄化槽市町村整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として個人設置で進めてきた浄化槽地区より一層の水洗化促進を図る。
(4) 事業期間	令和2年度～令和3年度
(5) 事業対象地域の要件	舞鶴市が指定する浄化槽整備の区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 31,020 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

- 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	14基(30人分)	12,348千円	12,348千円	12,348千円
6～7人槽	16基(35人分)	17,664千円	17,664千円	17,664千円
8～10人槽	基(人分)			
11～15人槽	基(人分)			
16～20人槽	基(人分)			
21～25人槽	基(人分)			
26～30人槽	基(人分)			
31～40人槽	基(人分)			
41～50人槽	基(人分)			
51人槽以上	基(人分)			
共同浄化槽	人槽 基(人分) 人槽 基(人分) 人槽 基(人分)			
事務費		1,008千円	1,008千円	1,008千円
調査費				
計画策定 調査費				
うち台帳 作成費用				
合計	30基(65人分)	31,020千円	31,020千円	31,020千円

資料6

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

【参考資料様式6 準足資料】

集計表

浄化槽設置整備事業費				浄化槽市町村整備推進事業費			
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	1基	352千円	352千円	5人槽	14基	12348千円	12348千円
6~7人槽	2基	882千円	882千円	6~7人槽	16基	17664千円	17664千円
8~10人槽	0基	0千円	0千円	8~10人槽	0基	0千円	0千円
11~20人槽	0基	0千円	0千円	11~15人槽	0基	0千円	0千円
21~30人槽	0基	0千円	0千円	16~20人槽	0基	0千円	0千円
31~50人槽	0基	0千円	0千円	21~25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26~30人槽	0基	0千円	0千円
				31~40人槽	0基	0千円	0千円
				41~50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(汲み取り転換)
○対象経費支出予定額の内訳

人査区分	5人査
基数	1

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費	その他 (市単費等)		
うち国費	うち県費	うち市町村費	
117千円		235千円	352千円

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人査区分	6~7人査
基数	2

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費	その他 (市単費等)		
うち国費	うち県費	うち市町村費	
294千円		588千円	882千円

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人査区分	8~10人査
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費	その他 (市単費等)		
うち国費	うち県費	うち市町村費	
			0千円

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人査区分	11~20人査
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費	その他 (市単費等)		
うち国費	うち県費	うち市町村費	
			0千円

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人査区分	21~30人査
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費	その他 (市単費等)		
うち国費	うち県費	うち市町村費	
			0千円

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人査区分	31~50人査
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費	その他 (市単費等)		
うち国費	うち県費	うち市町村費	
			0千円

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人査区分	51人査以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費	その他 (市単費等)		
うち国費	うち県費	うち市町村費	
			0千円

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

市町村設置整備推進事業(汲み取り転換)

○対象経費支出予定額の内訳

人槽区分	5人槽
基数	14

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	
4116千円		8232千円	12348千円
合計12348千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	6~7人槽
基数	16

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	
5888千円		11776千円	17664千円
合計17664千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	8~10人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	0千円
合計0千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	11~15人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	0千円
合計0千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	16~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	0千円
合計0千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	21~25人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	0千円
合計0千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	26～30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	0千円
合計0千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	31～40人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	0千円
合計0千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	41～50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	0千円
合計0千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)			合計
交付対象事業費		その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費	0千円
合計0千円			

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円

資料 7

参考資料様式 6

計画支援概要

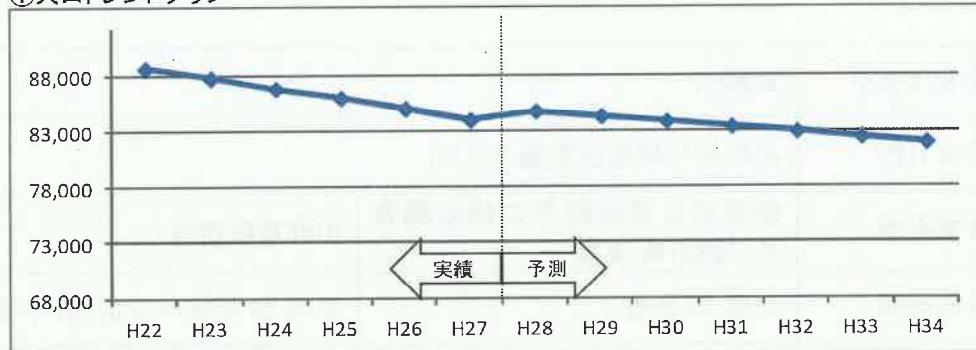
都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	舞鶴市	
(2) 事業目的	最終処分場施設整備のため	
(3) 事業名称	最終処分場設置等に係る調査 及び設計等事業	田畔遺跡調査
(4) 事業期間	平成 29 年度	平成 29 年度～平成 30 年度
(5) 事業概要	計画設計、地質・測量調査 ・埋立地造成工事及び水処理施 設改造工事に係る計画設計 業務 ・工事対象地の測量及び地質調 査業務	埋立地整備計画地に所在する 田畔（たぐろ）遺跡の現地調査 ・発掘調査 ・報告書作成等
(6) 事業計画額	62,576 千円	

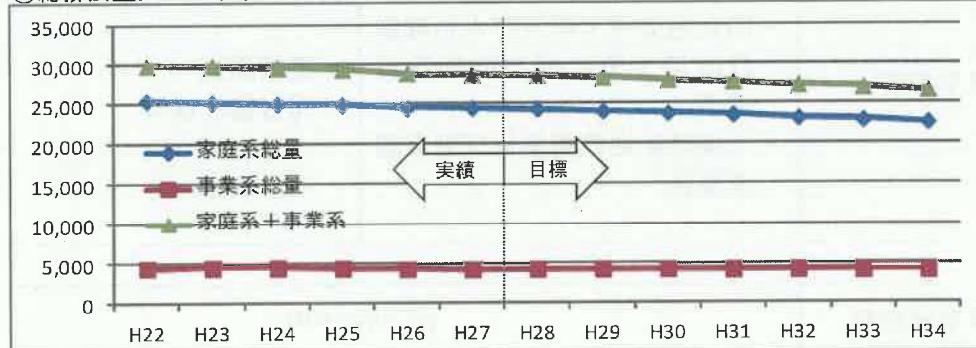
資料 8

人口等指標のトレンドグラフ

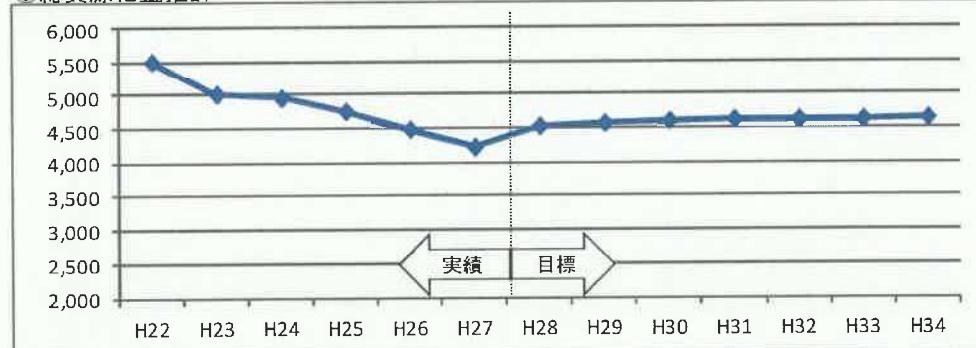
①人口トレンドグラフ



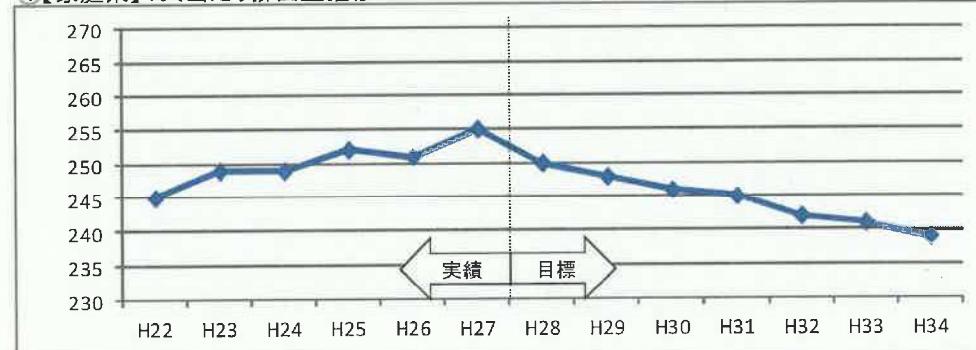
②総排出量トレンドグラフ



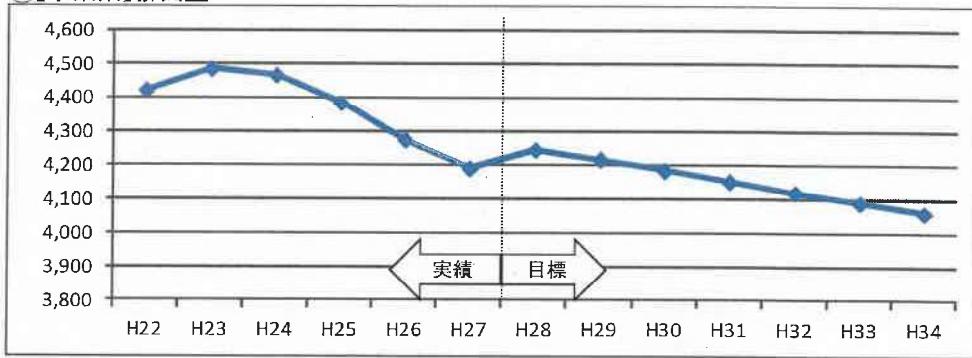
③総資源化量推計



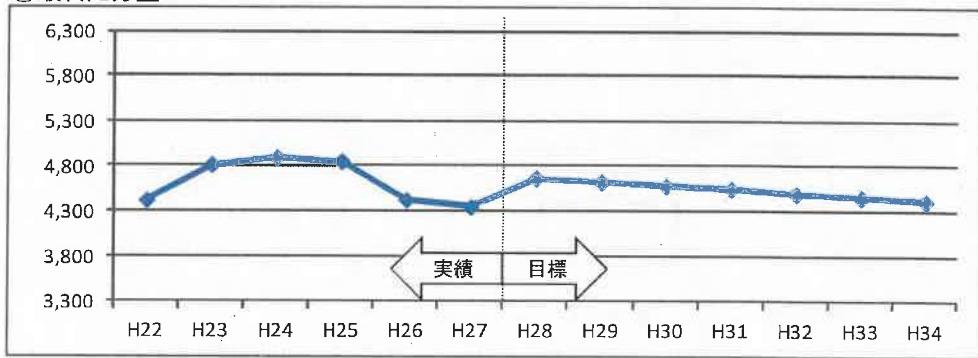
④【家庭系】1人当たり排出量推移



⑤【事業系】排出量

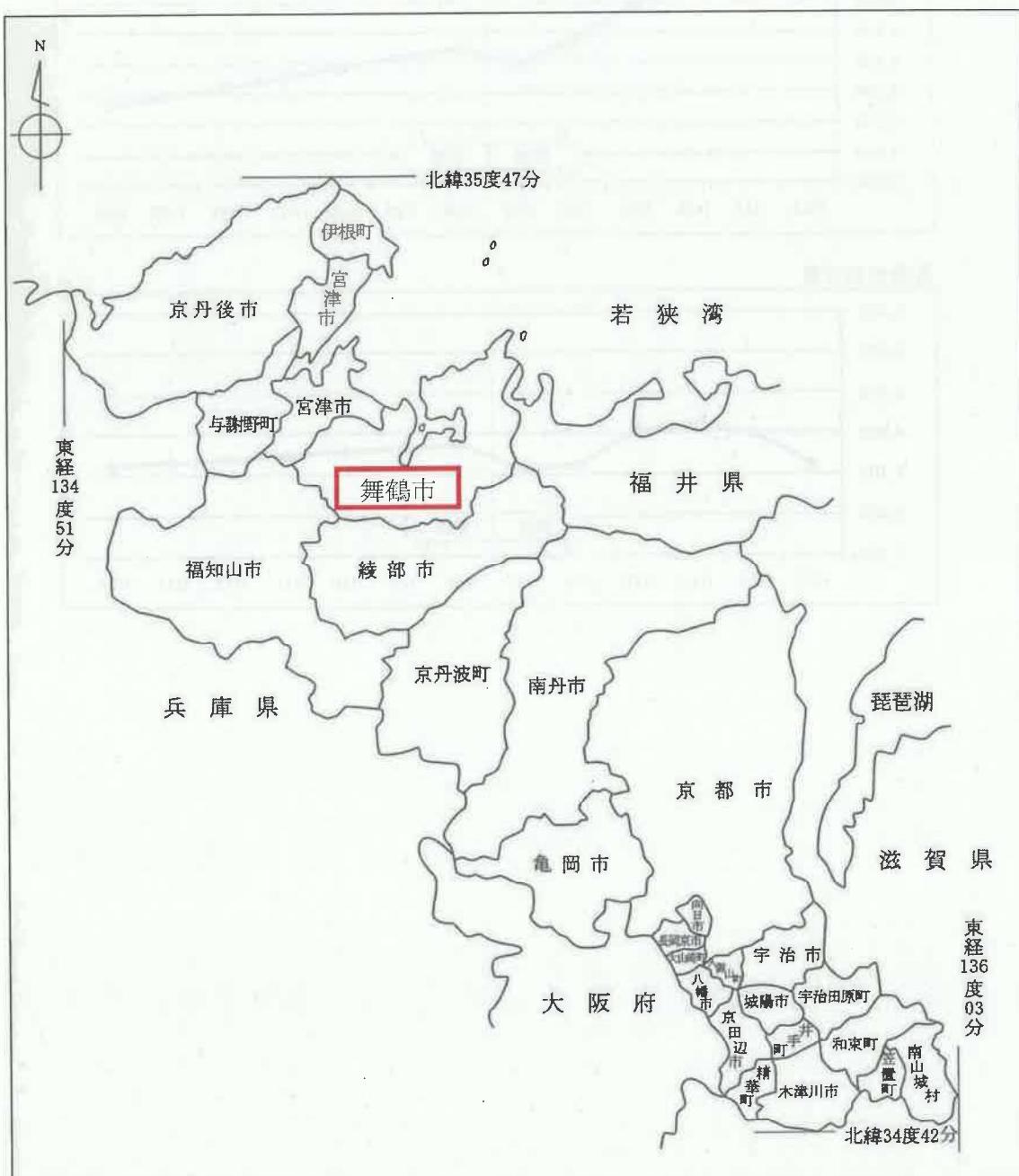


⑥最終処分量



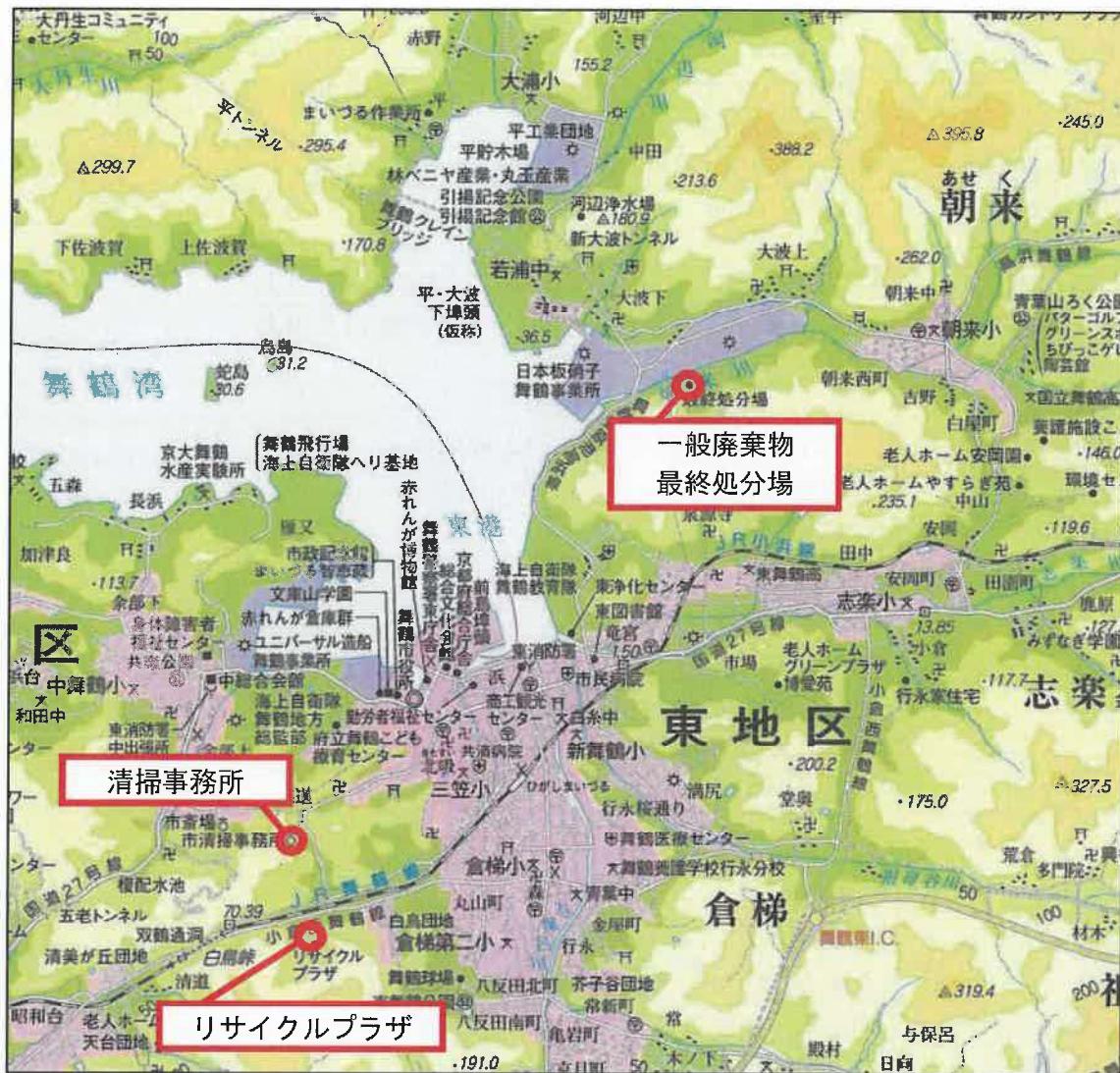
資料 9

舞鶴市位置図



資料 10

廃棄物処理施設位置図



資料 11

現有施設の概要

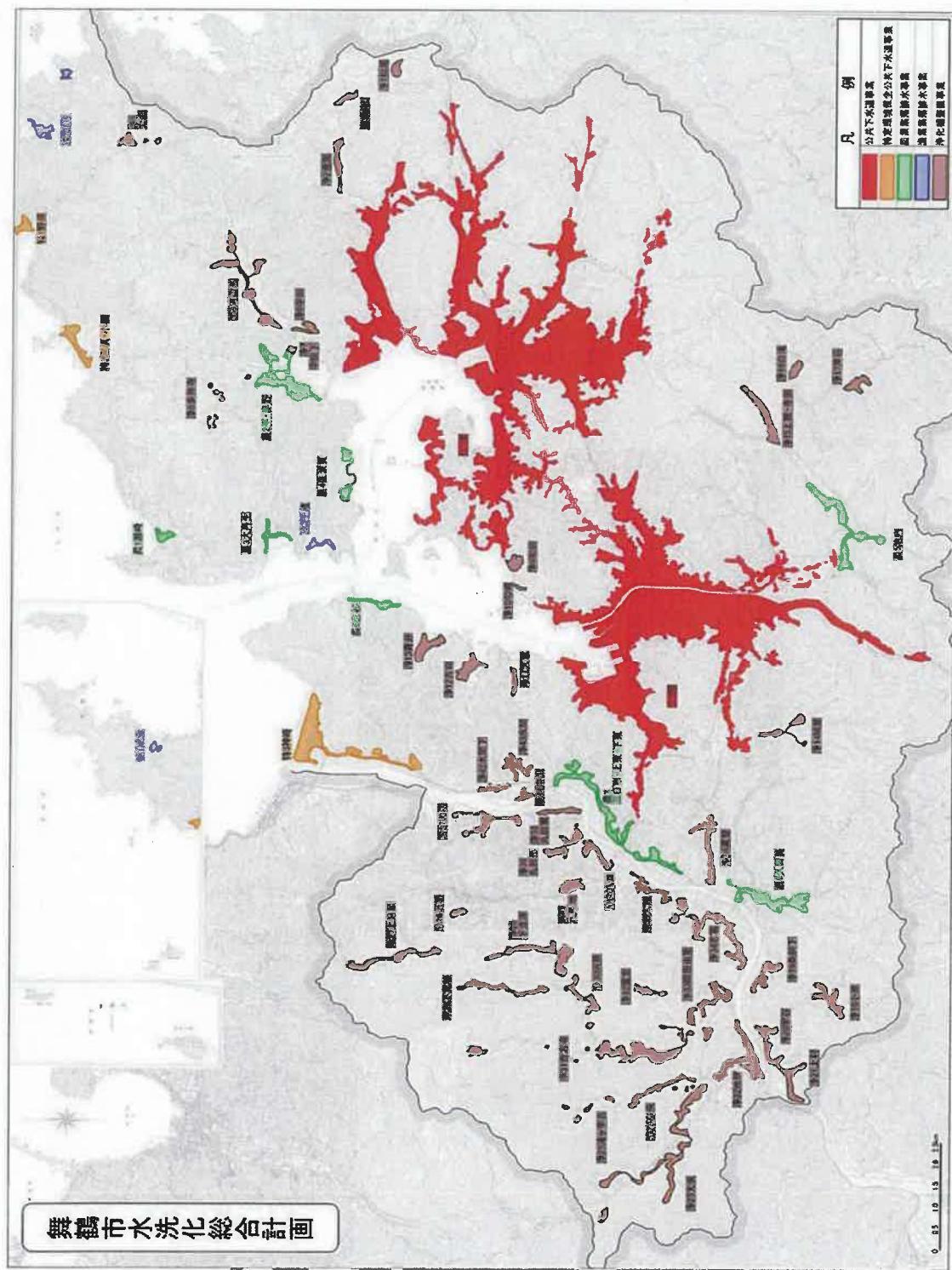
中間処理施設

名 称	舞鶴市清掃事務所第一工場	舞鶴市清掃事務所第二工場
所 在 地	京都府舞鶴市字森 1515 番地	
処理対象物	可燃ごみ（厨芥類、草木、紙、布、ポリ袋など）	
処理能力	80 t / 16 h (40 t / 16 h × 2 炉)	30 t / 8 h (15 t / 8 h × 2 炉)
処理方式	ストーカ式	ストーカ式
竣工年月	平成 5 年 3 月	昭和 58 年 3 月
基幹改造	平成 14 年 11 月	平成 13 年 8 月

名 称	舞鶴市リサイクルプラザ
所 在 地	京都府舞鶴市字森小字大谷 65 番地の 2
処理対象物	金属類、埋立ごみ、粗大ごみ、空缶、プラ容器
処理能力	40 t / 日 破碎系 24.4 t 飲料用空缶系 2.9 t プラスチック容器類系 12.7 t
処理方式	破碎・選別処理：金属類、埋立ごみ、粗大ごみ 選別・圧縮処理：飲料用空缶類 選別・減容処理：プラスチック容器類
竣工年月	平成 10 年 3 月

最終処分場

名 称	舞鶴市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	京都府舞鶴市字大波上小字田黒 1367 番地 2
処理対象物	焼却灰、不燃ごみ残渣物、側溝汚泥など
処理能力等	埋立処理施設 埋立面積 : 18,000 m ² 埋立容量 : 100,000 m ³ 埋立機関 : 15 年 埋立構造 : 準好気性埋立 遮水設備 : 高密度ポリエチレンシート 2 重構造 水処理施設 処理能力 : 80 m ³ /日 処理方式 : 凝集沈殿、カルシウム除去、生物処理 砂ろ過・活性炭
竣工年月	平成 22 年 3 月



資料 12